

2016年度 法科大学院

第1期入学試験問題

2時限

民法

(論文式)

試験時間 60分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

なお、現行法のもとで答えなさい。新民法（平成 27 年 3 月 31 日国会提出「民法の一部を改正する法律」）は考えなくてよい。

設問 1

民法 467 条の要件について説明しなさい。

設問 2

次の文章は全て同じ年に起きたことである。これを読んで、(1) と (2) の両方について解答しなさい。なお、(1) と (2) は独立した問題である。

A は、B に対し、62 万円の金銭債権（以下、「本件債権」という。）を有していた。

X（国）は、A に対し、244 万円の租税債権を有していた。X は、9 月 24 日、この租税債権を徴収するため、本件債権を差し押さえ、本件債権差押通知は、9 月 24 日、B に送達された。他方、Y は、9 月 18 日、A から本件債権を譲り受け、A は、B に対し、9 月 19 日の確定日付のある内容証明郵便をもって本件債権譲渡通知をし、この通知は、9 月 24 日、B に到達した。本件債権差押通知と本件債権譲渡通知の B への各到達時の先後関係は不明である。

(1) Y は、B に対し、本件債権の支払を請求したが、認められるか。

(2) B は、上記のとおり各到達時の先後関係が不明であるために債権者を確知することができないことを理由として、本件債権額 62 万円を供託した。そこで、X は、この供託金につき A が取得した供託金還付請求権を差し押さえた上、Y を相手方として、X がこの供託金 62 万円の還付請求権の取立権を有することの確認を求める本訴を提起した。これに対し、Y も、X に対し、Y がこの供託金還付請求権を有することの確認を求める反訴を提起した。これらの請求は認められるか。

(解答はすべて解答用紙に記入すること)